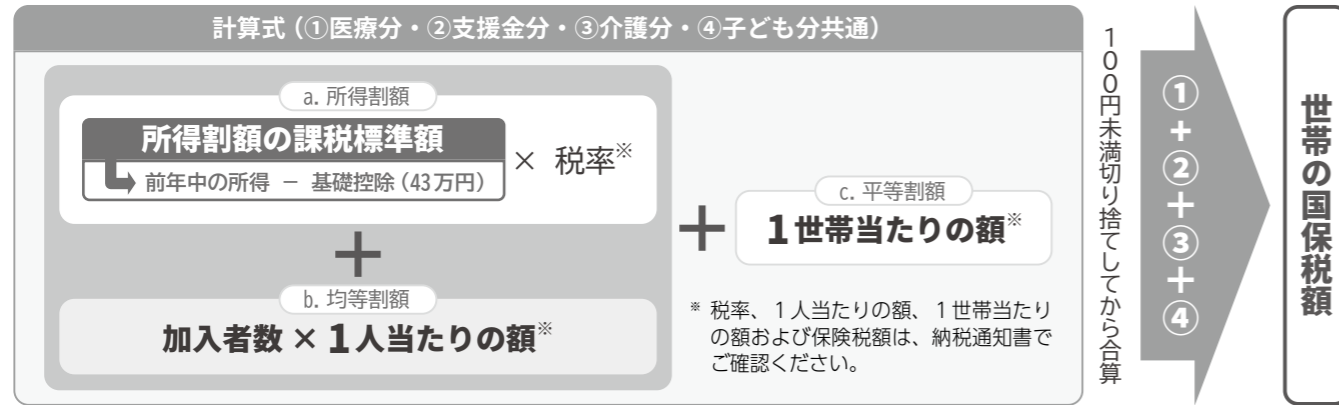


◆国保税の計算方法



**世帯主が年度内に75歳になる場合**

国保加入者が75歳になると自動的に後期高齢者医療制度に移行します。そのため、世帯主が年度内に移行する場合は、国保税全額を普通徴収(口座振替または納付書払い)で納付していただきます。

※特別徴収(年金天引き)は行いません。

**国保税の軽減**

**① 世帯の所得に応じた軽減措置 ※申請不要**

世帯主と国保加入者の前年中の総所得金額が基準を下回る場合は、均等割額と平等割額が7割、5割または2割軽減されます。軽減率は前年の所得状況によって判定しますので、所得申告をしていない方がいる場合は、軽減の判定を行うことができません。(判定基準の詳細は、納税通知書「国民健康保険税について」のページまたは市ホームページをご覧ください。)

**② 小学校入学前の子ども(以下、未就学児)の属する世帯への軽減措置 ※申請不要**

国保に加入している未就学児に係る均等割が5割軽減されます。なお、①の軽減措置が適用される世帯の未就学児は、軽減後の均等割が5割軽減されます。

※上記2つの軽減について該当する場合は、納税通知書に軽減額が記載されています。

以下については、ご相談ください

**▶ 解雇や倒産などで離職された方について**

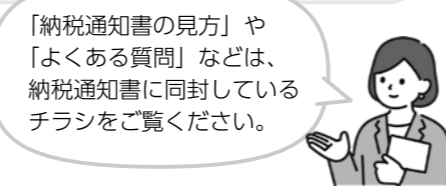
倒産・解雇・雇止めなどで離職(非自発的失業)した65歳未満の方は、最長で2年間、国保税の算定および軽減判定において、前年の給与所得を100分の30として計算します。軽減を受けるためには申請が必要です。市民課国保年金班にご相談ください。

**▶ 納税や医療費の一部負担金について**

天災や失業などにより国保税の納付が困難な方は、税務課納税班または市民税班にご相談ください。

また、経済的な事情で医療費を支払うことが困難になった場合は、市民課国保年金班にご相談ください。

- 国保税の課税に関すること……………税務課市民税班(☎55-8094)
- 国保税の納付・納税相談に関すること……………税務課納税班(☎73-2118)
- 国保の資格・給付に関すること……………市民課国保年金班(☎55-8164)



**令和8年度の国民健康保険税(以下、国保税)の納税通知書は7月中旬に世帯主宛てに送付します。**

**国民健康保険税制度**

info 10

**国保税について**

国民健康保険(以下、国保)に加入している皆さんがケガや病気をしたときの医療費や出産育児一時金、葬祭費などの費用は、納められた国保税と国・県の負担金などで賄われています。

国保税は国保の運営を支える大切な財源の一つで、公平に負担するように決められており、世帯単位に年度ごとの税額を計算し、納税義務者である各世帯の世帯主に納めていただきます。

国保税は、医療給付費分(医療分)、後期高齢者支援金分(支援金分)、介護納付金分(介護分)、令和8年度から納めていただく子ども・子育て支援納付金分(子ども分)の4つに分類され、それぞれ、所得割・均等割・平等割の3つの方式で算定しています。



**子ども・子育て支援金制度について**

全世代や企業の皆さんから支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。詳しくは子ども家庭庁ホームページをご参照ください。

なお、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳までの子どもに係る子ども・子育て支援納付金について、均等割額が10割軽減されます。



**国保税の構成と令和8年度課税限度額**

区分		課税限度額
国保税	① 医療分 (0歳～74歳) a. 所得割 b. 均等割 c. 平等割	<b>67万円</b> (前年度66万円)
	② 支援金分 (0歳～74歳) a. 所得割 b. 均等割 c. 平等割	<b>26万円</b> (前年度26万円)
	③ 介護分 (40歳～64歳) a. 所得割 b. 均等割 c. 平等割	<b>17万円</b> (前年度17万円)
	④ 子ども分 (0歳～74歳) a. 所得割 b. 均等割 c. 平等割	<b>3万円</b>
合計		<b>113万円</b> (前年度109万円)

詳細は市ホームページをご覧ください。国保税の試算もできます。

